

障害者施策推進協議会及び障害者地域自立支援協議会について

資料 1

1 障害者施策推進協議会と障害者地域自立支援協議会の制度比較

	障害者施策推進協議会	障害者地域自立支援協議会
根拠	(障害者基本法 36条4項) ○障害者計画策定についての意見具申や障害者施策の推進に関する事項の調査審議等の事務を処理するため、設置しなければならない。	(障害者総合支援法 89条の3 第1項) 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、協議会を置くように努めなければならない。
構成メンバー	<障害者施策推進協議会条例> 定員 25 人以内 ・関係行政機関の職員、市町村の長、学識経験のある者、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者(2 条) 平成 26 年 改選<委員等> 別紙のとおり	<障害者総合支援法> 要綱において定員の定めなし 関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される。 現在、施策推進協議会のメンバーを運営委員会として任命し設置している。
所掌事務	<障害者基本法> 36条第4項 1 市町村障害者計画に関し、第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。 2 当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその 施策の実施状況を監視 すること。 3 当該市町村における 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議 すること。	<障害者総合支援法> 89条の3第2項 ①関係機関等が相互の連絡を図ることにより、②地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、③関係機関等の連携の緊密化を図るとともに④地域の実情に応じた体制の整備 について協議を行うものとする。
事務局	<障害者総合支援法> 88 条 第9項 障害福祉計画策定・変更の意見具申（意見を聴かなければならない） 鶴岡市福祉課（障害福祉係）	<障害者総合支援法> 88 条 第8項 障害福祉計画策定・変更の意見具申（意見を聴くよう努めなければならない） 鶴岡市福祉課（障害福祉係）・・・運営委員会など全体会 鶴岡市障害者相談支援センター・・・基幹相談支援センター 個別ケース会議の開催 部会の事務局
最近の審議事項等	<平成 24 年度> (5/31、10/9、3/19 開催) (1) 第 3 期障害福祉計画の概要について (2) 障害者自立支援法改正に伴う対応状況について (3) 障害者虐待防止法の対応について (4) 障害者総合支援法について (5) 第 3 期障害福祉計画の進捗状況について <平成 25 年度> 第 3 期障害福祉計画の進捗状況と第 4 期障害福祉計画	<平成 24 年度> (5/31、10/9、3/21 開催) (1) 鶴岡市障害者地域自立支援協議会についての説明 (2) 運営方針と年間スケジュールについて (3) 自立支援協議会の活動状況について <平成 25 年度> (6/6 開催) 地域自立支援協議協議会の概要 H 2 4 の活動報告と H 2 5 運営方針について
平成 26 年	<平成 26 年度予定> 1 回目 第 4 期障害福祉計画の概要について 2 回目 第 4 期障害福祉計画の意見具申 3 回目 第 4 期障害福祉計画策定について	<平成 26 年度予定> 1 回目 同時開催し、鶴岡市障害者地域自立支援協議会についての説明 平成 25 年度活動報告と平成 26 年度活動方針について 2 回目 4 回目と同時開催し、第 4 期障害福祉計画についての意見具申（全体） 3 回目 平成 26 年度の活動報告と平成 27 年度 活動方針について

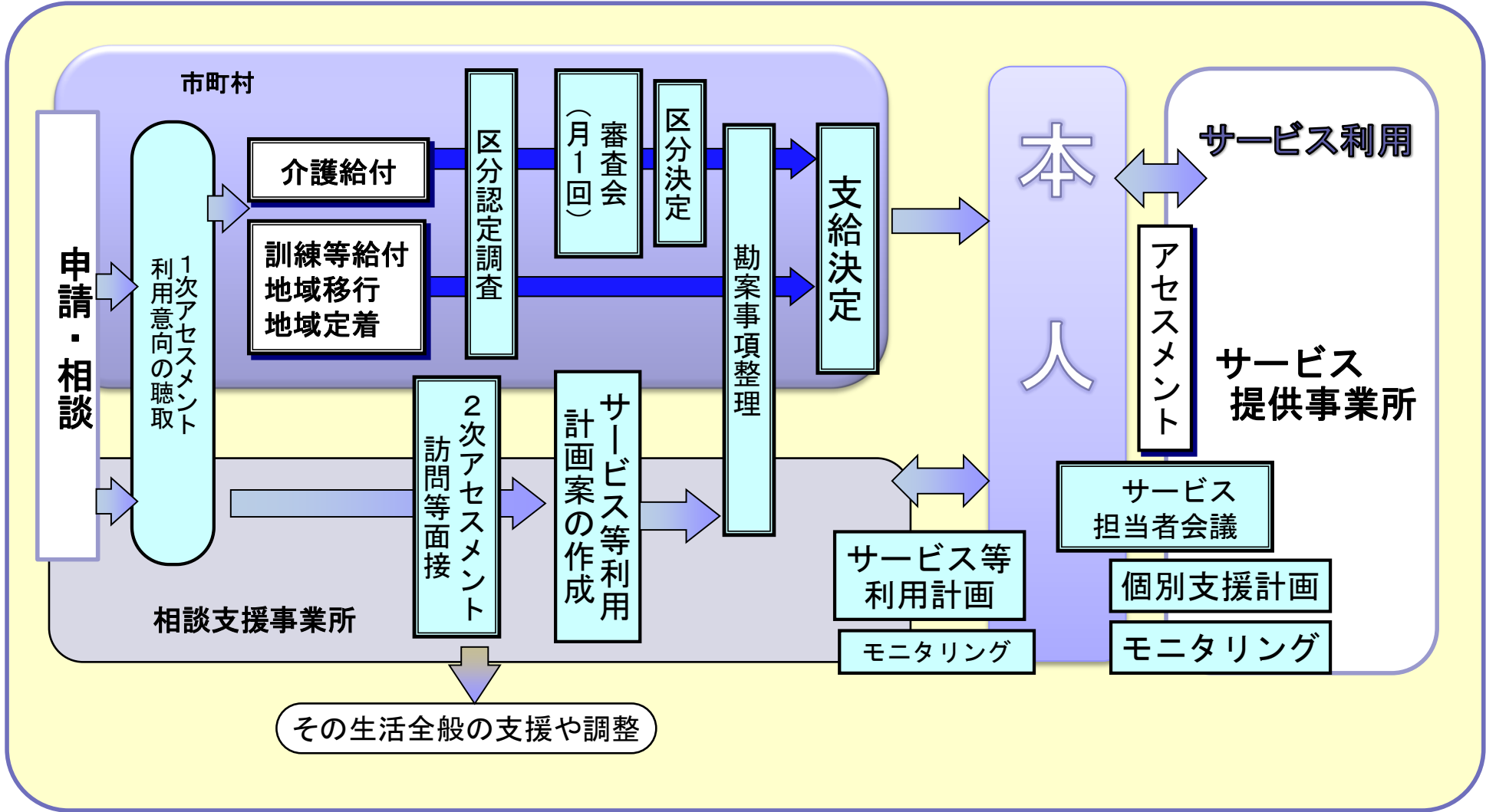
障害福祉サービスの現状

指定障害福祉サービス事業所の整備状況

これまで整備された指定障害福祉サービス事業所は下表のとおりです。平成25年度は、相談支援事業所が新たに2箇所指定されています。

年	提供サービス	事業所（略名となっています）
24年	指定一般相談支援・指定特定相談支援 指定特定相談支援 指定特定相談支援・障害児相談支援 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（B型） 共同生活援助	障害者相談支援センター 地域生活支援センター 翔 障がい者相談支援センターぱすてる 相談支援室 ねこのて あおば学園 多機能事業所 あすか 工房せい 多機能事業所 あすか レインボー広場 まごころ どんぐり えがおホームよつばの里（増） ステップ茶ヤ町荘
25年	指定特定相談支援 指定特定相談支援・障害児相談支援 就労移行支援・就労継続支援B型 共同生活介護 生活介護 自立訓練（生活訓練） 定員変更	愛光園 光の子 多機能型事業所ひかり 一体型指定共同生活介護事業所やすらぎ 作業所月山 多機能型事業所やまびこ グループホーム「よつばの里」 GH、CH 定員7名→9名 すまいるらんどA A型 定員27名→35名 どんぐり GH 定員4名→6名 まごころ GH 定員5→6名 ラブラドール共同生活介護事業所 CH 定員4→5名

サービス利用の流れ

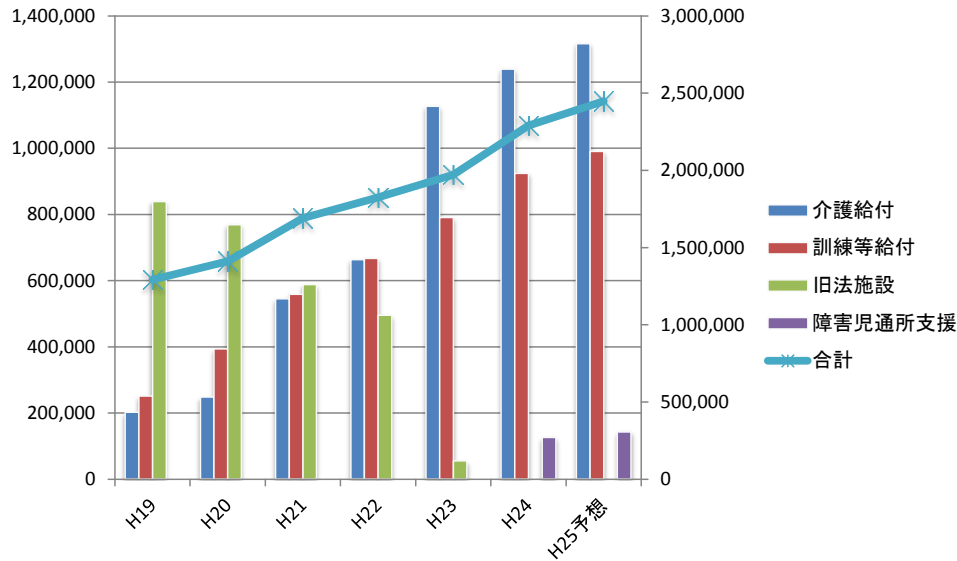


障害福祉サービス等の体系

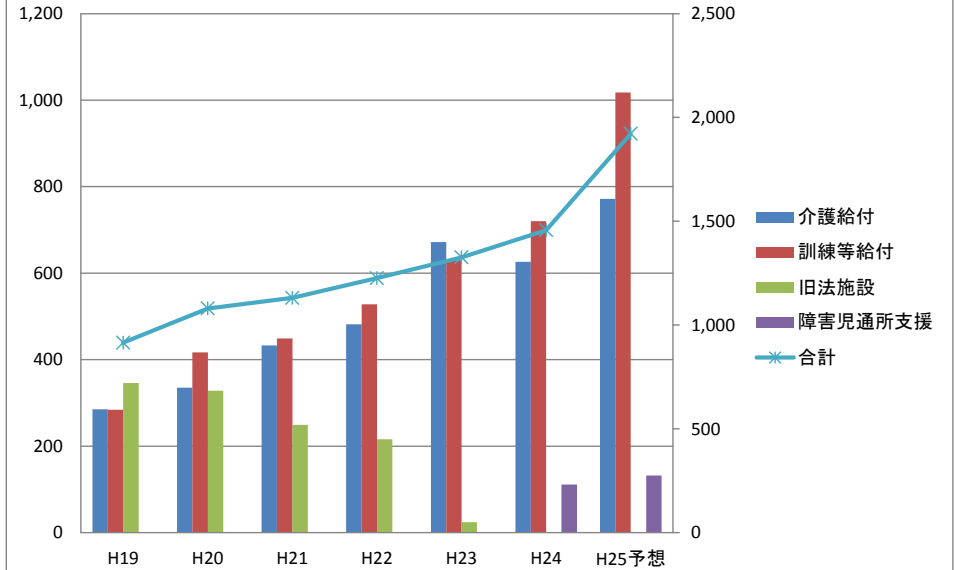
給付区分	サービス名	サービス内容	利用者数	事業所数
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	161	18
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。(平成26年4月から対象者を重度の知的障害者・精神障害者に拡大する予定)	1	18
	同行援護	重度の視覚障害のある人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	5	4
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います	0	0
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います	0	0
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	29	7(8)
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います	22	
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します	336	9
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	229	4
	共同生活介護(ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	74	32
訓練等給付	自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います	2	4
	自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います	102	7
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	26	4
	就労継続支援(A型=雇成型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	56	2
	就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	423	23
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います	85	32

障害福祉サービス等の現状（受給者数と金額の推移）

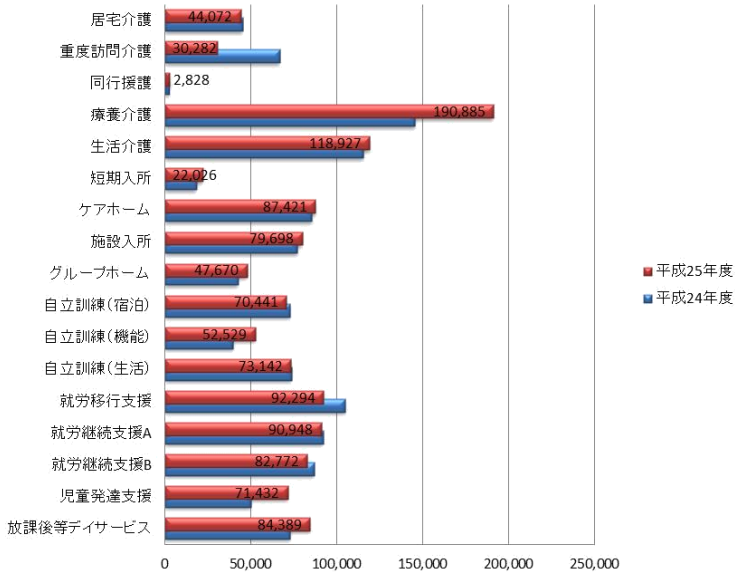
障害福祉サービス等支給金額の推移



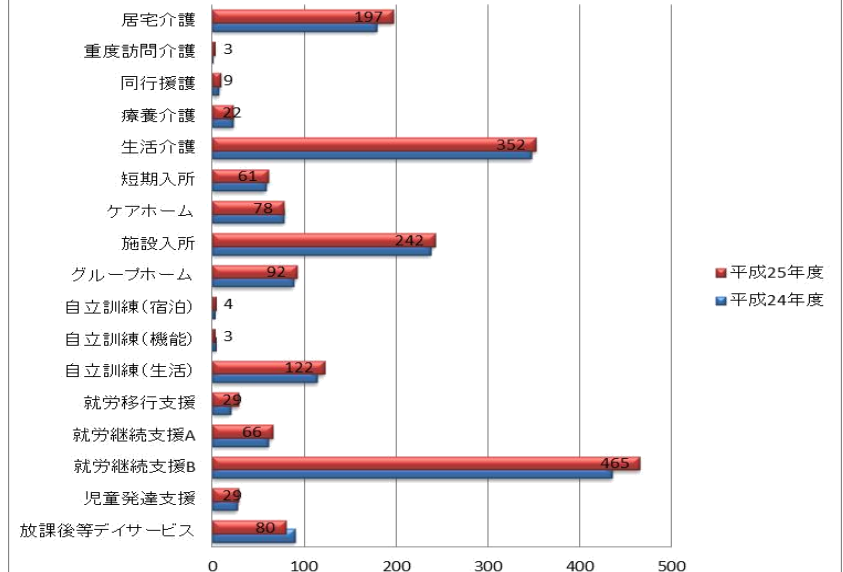
障害福祉サービス等受給者数の推移



サービス種類別の1人当たり費用額

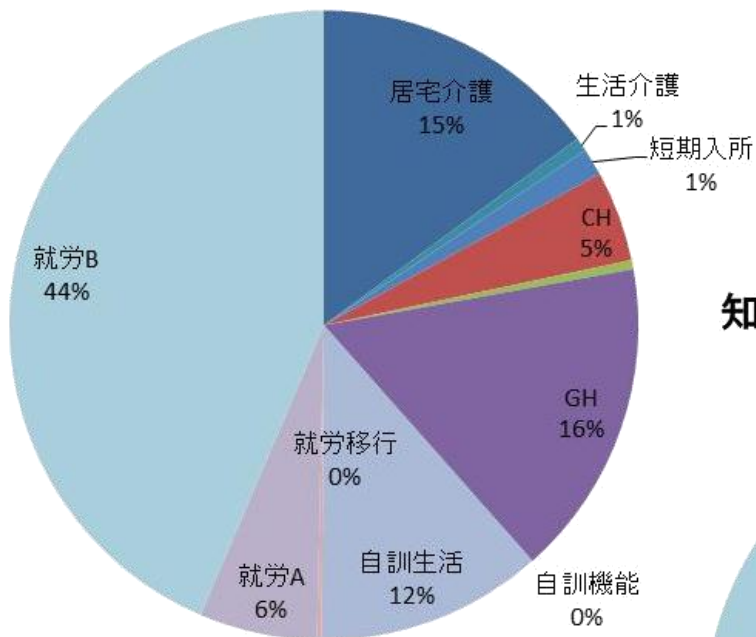


障害福祉サービス利用者人数

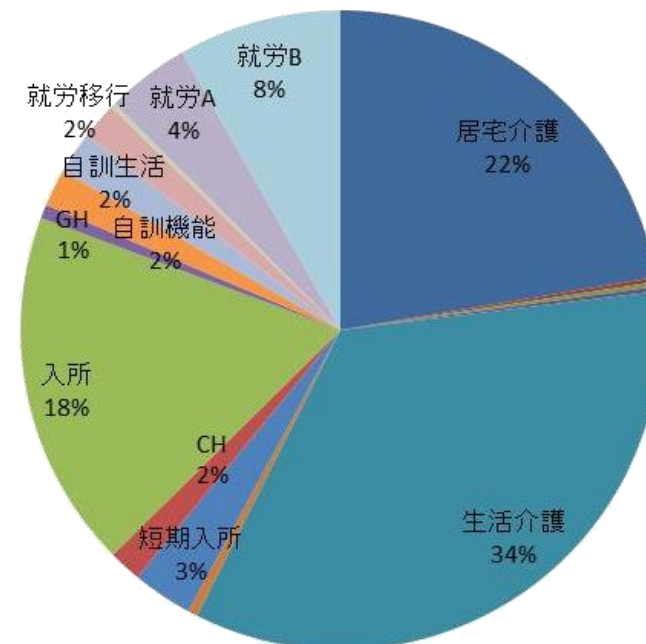


障害福祉サービス等の現状（障害別利用状況）

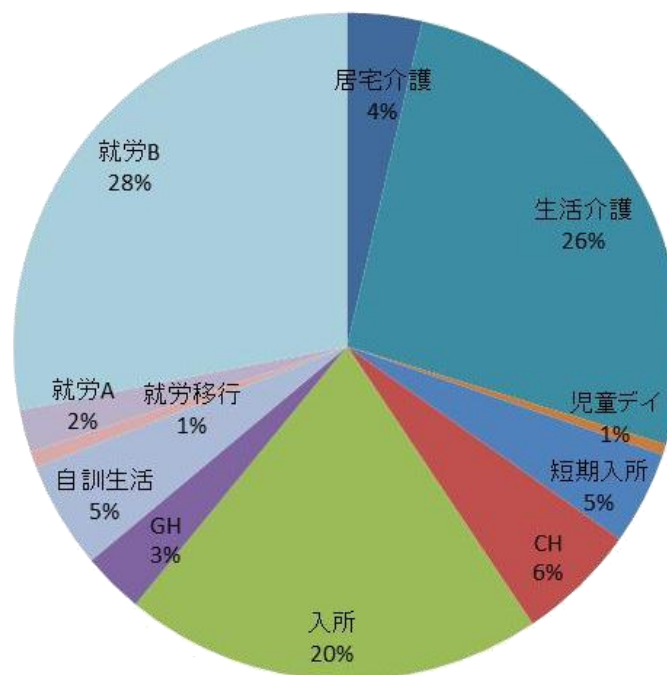
精神障害者のサービス利用状況



身体障害者のサービス利用状況

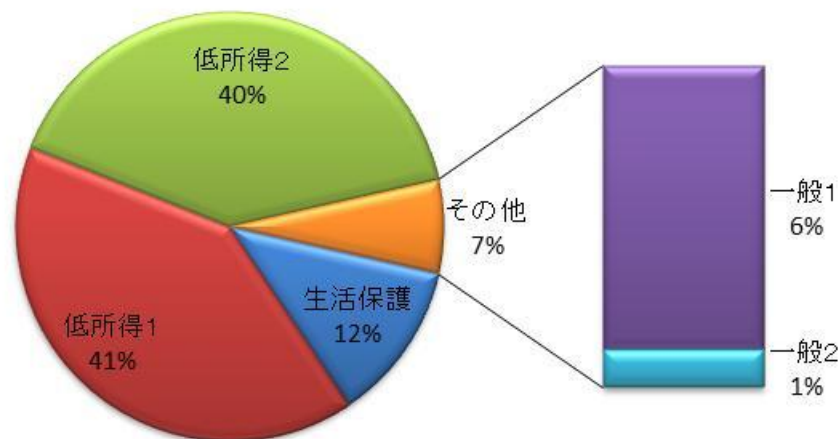


知的障害者のサービス利用状況



障害福祉サービス等の現状（利用者負担）

所得区分



応益負担 と 応能負担

- 18歳以上の場合は利用者とその配偶者世帯の所得
- 18歳未満の場合は児童を監護する保護者の属する世帯

住民基本台帳上の世帯の所得に応じた自己負担の上限月額があります。ただし、上限月額よりもサービスに係る費用の1割の金額の方が低い場合には、その金額を支払います。

受給者の93%は無料で利用されており、利用者負担している9割の方は、4,600円（障害児）または、9,300円が利用上限となっています。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1,2	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム・ケアホーム利用者を除きます ^(注3) 。	9,300円 障害児 4,600円
一般2	上記以外	37,200円

第 3 期 障害福祉計画の進捗状況

第3期 障害福祉計画の進捗状況

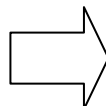
第3期計画で平成25年度の進捗状況については、下記のとおりです。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

鶴岡市における地域移行の目標

1. 地域生活に移行する障害者の目標を**50人(21%)**とします。
2. 施設入所者の減少目標を**24人(10.0%)**とします。

※平成17年10月時点での施設入所者238人



平成24年度の地域移行

1. 入所施設からグループホーム等に地域移行した方・・・1人
2. 施設入所者数・・・7人減少

平成25年度の地域移行

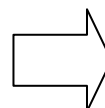
1. 入所施設からグループホーム等に地域移行した方・・・0人
2. 施設入所者数・・・11人減少

(2) 福祉施設からの一般就労への移行

鶴岡市における一般就労への移行の目標

※福祉施設利用者・・・日中活動を行っているサービス利用者で、生活介護、自立訓練（機能、生活）、就労継続支援（A型、B型）等の利用者をいう。

1. 福祉施設から**一般就労する人**を**15人以上**とします。
2. 福祉施設利用者のうち
就労移行支援を利用する人の目標を35人(3%)とします。
3. 就労継続支援利用者のうち**A型利用者の目標を80人(15%)**とします。



平成24年度の就労移行

1. 福祉施設からの一般就労・・・4人
2. 福祉施設利用者が就労移行支援を利用した方・・・8人
3. 就労継続支援A型の利用者数・・・63人

平成25年度の就労移行

1. 福祉施設からの一般就労・・・5人(24年度からの累計9名)
2. 福祉施設利用者が就労移行支援を利用した方・・・29人
3. 就労継続支援A型の利用者数・・・67人

※ 平成25年度 特別支援学校の鶴岡市出身の進路

一般就労：10名(9名) 就労継続支援A型：3名(1名) 就労継続支援B型：5名 自立訓練(生活訓練) 2名 生活介護 2名

第3期障害福祉計画のサービス見込み量に対する進捗状況

(1) 訪問系サービス

「居宅介護」の利用は横ばい傾向です。「行動援護」、「重度障害者等包括支援」は鶴岡市内に事業所がないため、利用がありません。データにはありませんが、居宅介護の利用者の多くは、65歳以上の高齢者は、28人で約17%が介護保険と併用しています。障害別では身体障害者の利用が71人の44%と多く、次いで精神障害者の利用が64人の39%となっています。

		24年度		25年度		26年度	
		時間/月	人	時間/月	人	時間/月	人
居宅介護	見込	2,937	178	3,036	184	3135	190
	実績	2,987	148	3,452	161		
	率	102%	83%	114%	88%		
重度訪問介護	見込	180	2	270	3	270	3
	実績	27	1	35	1		
	率	15%	50%	13%	33%		
行動援護	見込	48	4	96	8	96	8
	実績	0	0	0	0		
	率	0%	0%	0%	0%		
同行援護	見込	165	4	165	4	165	4
	実績	17	3	14	5		
	率	10%	75%	8%	125%		
重度障害者等包括支援	見込	480	1	480	1	480	1
	実績	0	0	0	0		
	率	0%	0%	0%	0%		

(2)日中活動系サービス、就労系サービス

「生活介護」は、施設入所者が多く利用しており、「施設入所支援」と「生活介護」の組み合わせで利用している人が、199人で、生活介護利用者336人の内59%となっています。「生活介護」を利用できる障害者は、原則区分3以上（50歳以上は区分2以上、施設入所者は区分4以上入所者の50歳以上は区分3以上）となっており、常時介護を必要とする方が対象となっているため、身体、知的障害の利用者が殆どとなっています。

「自立訓練（機能訓練）」の利用人数は少数となっています。このことは、身体障害者が入所、入院等からの地域移行するための生活レベル向上のため訓練するサービスで、限定的なためと考えられます。逆に自立訓練（生活訓練）の利用者が増えており、これは、知的障害者や精神障害者が施設や病院からの地域移行に伴って増えているためと考えられます。

就労移行支援は、事業所数が増えたことで利用が伸びており、就労継続支援A型は、事業所数が増えず横ばい傾向となっています。就労継続支援B型は、ほぼ見込みどおりとなっており、データにはありませんが障害種別割合では、知的、精神障害者が合計約91%となっています。

事業名		24年度		25年度		26年度	
		人日/月	人	人日/月	人	人日/月	人
生活介護	見込	5,560	310	5,680	330	5,920	340
	実績	6,485	330	6,674	336		
	率	117%	106%	118%	102%		
自立訓練 (機能訓練)	見込	84	6	84	6	84	6
	実績	26	2	30	2		
	率	31%	33%	36%	33%		
自立訓練 (生活訓練)	見込	1,290	86	1,290	86	1,290	86
	実績	1,626	98	1,697	102		
	率	126%	114%	132%	119%		
就労移行支援	見込	368	16	391	17	805	35
	実績	387	18	524	26		
	率	105%	113%	134%	153%		
就労継続支援 A型(雇成型)	見込	1,200	60	1,600	80	1,600	80
	実績	1,089	52	1,214	56		
	率	91%	87%	76%	70%		
就労継続支援 B型(非雇成型)	見込	6,930	385	7,200	400	7,470	415
	実績	7,046	408	8,190	423		
	率	102%	106%	114%	106%		

(4) 居住系サービス

共同生活援助の利用者は、精神障害者が63人で74%の利用となっています。

また、共同生活介護については、知的障害者が47人の63%と一番多い利用となっています。施設入所支援は、ほぼ見込みどおりとなっています。

事業名		24年度	25年度	26年度
		人/月	人/月	人/月
療養介護	見込	23	24	25
	実績	23	22	
	率	100%	92%	
共同生活援助	見込	90	95	95
	実績	80	85	
	率	89%	89%	
共同生活介護	見込	63	78	93
	実績	73	74	
	率	116%	95%	
施設入所支援	見込	231	223	214
	実績	227	229	
	率	98%	103%	

事業名		24年度		25年度		26年度	
		人日/月	人	人日/月	人	人日/月	人
短期入所	見込	192	24	208	26	232	29
	実績	143	22	217	29		
	率	74%	92%	104%	112%		

(5)相談支援サービス

平成26年3月末現在で、支給決定者1203人のうち、実人数で777人（セルフプラン49人含む）となっており、全体の64.6%の方が計画を作成しています。

相談支援事業所の開設は、平成25年度で7事業所となっており、平成26年度からの開設も予定されています。

サービス利用計画は、障害福祉サービスを利用するにあたり、本人の解決すべき課題、その支援方針をもとに、福祉、保健、医療、教育、就労などの幅広い支援分野から、本人に必要なサービス利用の組み合わせを計画するものです。

このサービス利用計画の作成の推進にあたって、平成26年度の国の緊急雇用対策事業による「地域人づくり事業」を利用し、「相談支援事業所サポート事業」を実施する予定です。

未作成の方については、今後障害者地域自立支援協議会の相談支援部会とも協議を進めながら順次実施していきます。

地域移行支援、地域定着支援については、県立病院の移転に伴いニーズが高まるものと予想され今後の利用の伸びが見込まれます。

(実績・・・平成25年10月)

事業名		24年度	25年度	26年度
		人/月	人/月	人/月
計画相談支援	見込	100	170	240
	実績	48	97	
	率	48%	57%	
地域移行支援	見込	2	2	2
	実績	0	2	
	率	0%	100%	
地域定着支援	見込	2	2	2
	実績	0	2	
	率	0%	100%	

鶴岡市総合計画の見直し

総合計画の見直し（H26 から H30 5 年間）

第4節 障害者の自立生活の実現

（1）障害者の相談支援体制の充実

○施策の方向

障害があっても地域のなかで安心して生活することができるよう、福祉サービスの拡充を図るとともに、様々な生活相談に応じ、それらを適切なサービスに結び付けることができる相談支援体制を整備します。

○主な施策

- ① 障害者が地域生活を営むうえで直面する様々な課題に対応するために、「障害者相談支援センター」の相談支援の取組みを推進します。
- ② 「障害者相談支援センター」を「基幹相談支援センター」として、障害者の権利擁護に関する啓発・支援や地域における相談支援事業者の助言指導を行うとともに、関係事業者などと連携して長期入院患者の地域移行支援などを推進します。
- ③ 幼児期から高齢期まで一貫した支援が行き届くよう、障害者の成長段階に応じた支援を行うため、保健、医療、保育、教育、雇用、福祉など関係機関の連携を強化し、特に支援機関が移行する際の「つなぎ目」での連絡調整の仕組みづくりを進めます。
- ④ 障害者の様々なニーズに総合的かつ効果的に対応するために、関係機関、関係団体、相談支援事業者、福祉サービス事業所などによるネットワーク（障害者地域自立支援協議会）を強化します。
- ⑤ 「県立こころの医療センター（仮称）」との連携により、早期の発見、治療、療育が有効とされる知的障害、精神障害、発達障害などに係る医療・教育・福祉の包括的支援体制の構築を図ります。

（2）障害者の地域生活支援の充実

○施策の方向

地域のなかで障害者が誇りと生きがいを持って自立した地域生活が営めるよう、居住サービスや余暇活動などの基盤整備を進めるとともに、心身の障害に対する市民の理解を進め、障害者にやさしい地域社会を構築します。

○主な施策

- ① 障害者のためのグループホームなどの居住サービスや日中活動サービス、余暇活動の基盤整備を進めます。
- ② 障害者が地域社会に温かく受け入れられるよう、市民の障害理解を進めるとともに、障害者の社会参加を促します。
- ③ 年齢や障害の有無にかかわらず誰もが安全・安心で、自由に街を歩くことができるユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

(3) 障害者の就労支援の充実

○施策の方向

障害者が経済的基盤を確立して自立した地域生活を営んだり、自らの力を積極的に発揮して生きがいのある生活を送ることができるよう、障害者就労に対する市民や企業の理解を進めるとともに、障害者就労施設等の整備を促し、それら施設からの物品や役務の調達を推進するなど、障害者の就労を促進します。

○主な施策

- ① 障害者就労施設等からの物品や役務の調達を推進し、障害者就労施設等で働く障害者や在宅就業障害者などの自立を促進します。
- ② 就労に必要な訓練や求職活動を支援するとともに、適性に応じた職場の開拓などが円滑に進むよう関係機関との連携を強化します。
- ③ 障害者、企業、障害者就労施設等に対し、障害者雇用支援策の周知を図ります。

第4期障害福祉計画策定スケジュール(案)

2014. 6

種別	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
施策推進協議会	全体会 計画策定			① 計画策定スケジュール等						② 見込量・体系 計画案			③ 第3期進行管理と第4期計	

種別	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
自立支援協議会	運営委員会(全体会)			① H26方針と第4期計画について						② 見込量・体系 計画案			③ 第4期計画	
	計画相談部会 4期計画委員会				①アンケート調査・検討									

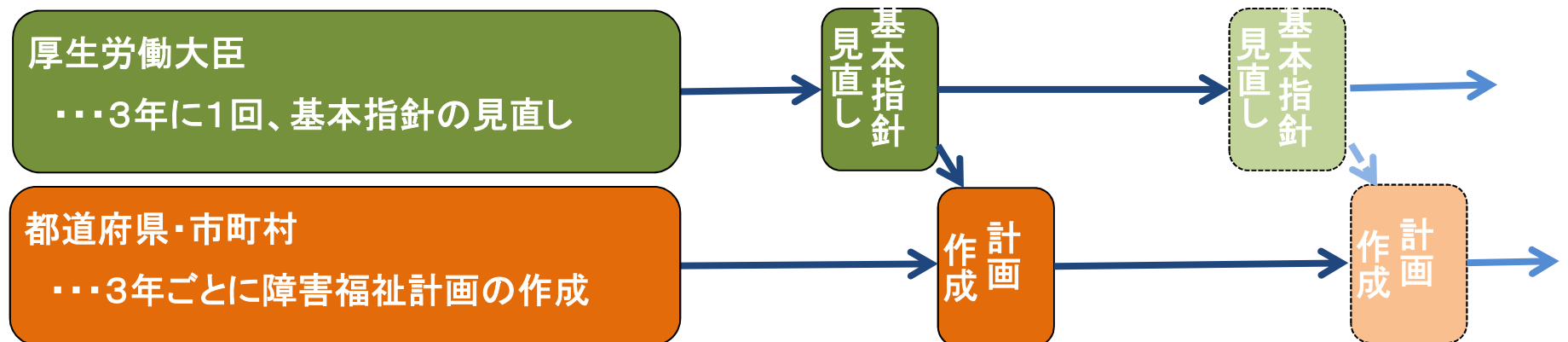
種別	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
第4期 障害福祉計画	策定委員会							① 第3期分析とアンケート結果、分析				② 計画最終案		
	策定委員会事務局会議				① 役割分担		② 第3期分析とアンケート結果、分析			③ 計画案				
	1. 第3期現状分析等			→										
	2. アンケート調査 ・ヒアリング調査(当事者団体、サービス事業所、病院等)			実調	→		集計	分析	集計・まとめ					
	3. 見込み量の設定								集計	→			パブリックコメント	
4. 計画書の作成								構成、体系の検討	→		原稿作成	印刷		

第4期障害福祉計画に係る国の基本 指針の見直しについて(参考資料)

障害福祉計画と基本指針

- 基本指針(厚生労働大臣)では、障害福祉計画の計画期間を3年としており、これに即して、都道府県・市町村は3年ごとに障害福祉計画を作成している。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
第1期計画期間 18年度～20年度	第2期計画期間 21年度～23年度			第3期計画期間 24年度～26年度		第4期計画期間 27年度～29年度
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成			つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障害福祉計画を作成		障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期障害福祉計画を作成



成果目標と活動指標の関係

(成果目標)

(活動指標)

(基本指針の理念) 自立と共生の社会を実現
障害者が地域で暮らせる社会に

施設入所者の地域生活への移行

- 地域生活移行者の増加
- 施設入所者の削減

(都道府県・市町村)

- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※施設入所者の削減

入院中の精神障害者の地域生活への移行

- 入院後3ヶ月時点の退院率の上昇
- 入院後1年時点の退院率の上昇
- 在院期間1年以上の長期在院者数の減少

(都道府県・市町村)

- 自立訓練(生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の利用者数

障害者の地域生活の支援

- 地域生活支援拠点の整備

(都道府県・市町村)

- 就労移行支援の利用者、利用日数
- 就労移行支援事業等から一般就労への移行者数(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)

福祉施設から一般就労への移行

- 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
- 就労移行支援事業の利用者の増加
- 就労移行支援事業所の就労移行率の増加

(都道府県)

- 公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設の利用者の支援件数
- 委託訓練事業の受講者数
- 障害者試行雇用事業の開始者数
- 職場適応援助者による支援の対象者数
- 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数

PDCAサイクルのプロセス

- 成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画の変更や事業の見直し等の措置を講じるものとする。
- また、中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について、公表することが望ましい。
- 活動指標については、より高い頻度で実績を把握し、達成状況等の分析・評価を行うことが望ましい。

基本指針

■ 障害福祉計画策定に当たっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量の見込み方の提示

(PDCAサイクルの
プロセスのイメージ)

計画 (Plan)

■ 「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービスの見込量の設定やその他確保方策等を定める。

改善 (Act)

■ 中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障害福祉計画の変更や事業の見直し等を実施する。

評価 (Check)

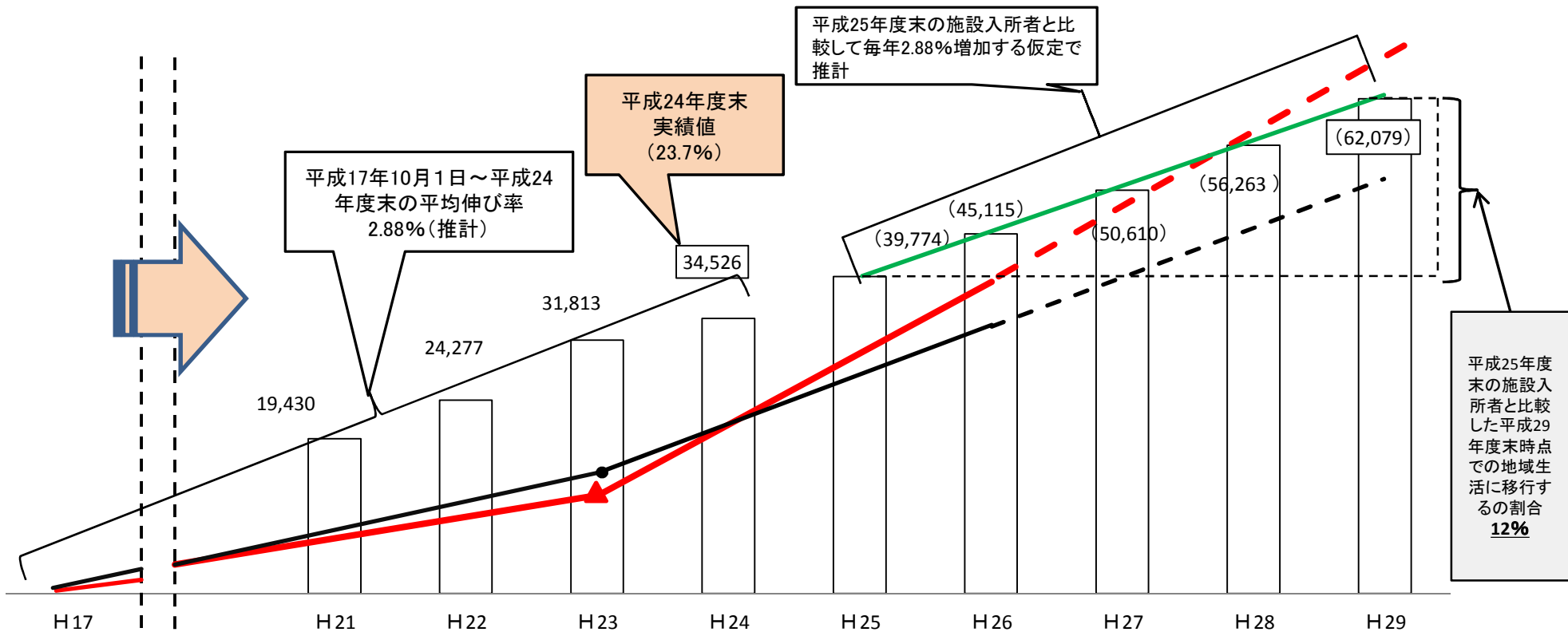
■ 成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行う。
■ 中間評価の際には、協議会等の意見を聴くとともに、その結果について公表することが望ましい。
■ 活動指標については、より高い頻度で実績を把握し、達成状況等の分析・評価を行うことが望ましい。

実行 (Do)

■ 計画の内容を踏まえ、事業を実施する。

施設入所者の地域生活への移行

- ・ 平成17年10月施設入所者と比較した地域生活に移行する者の割合は、平成24年度時点で23.7%となっており、平成26年度末には、3割の地域生活移行を達成見込み。
- ・ 数値目標の設定に当たっては平成17年10月1日から平成24年度末の平均伸び率(2.88%)をベースに、平成25年度末の施設入所者と比較した平成29年度末時点での地域生活に移行する者の割合を12%以上とする形で設定。



基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値(第1～4期障害福祉計画)

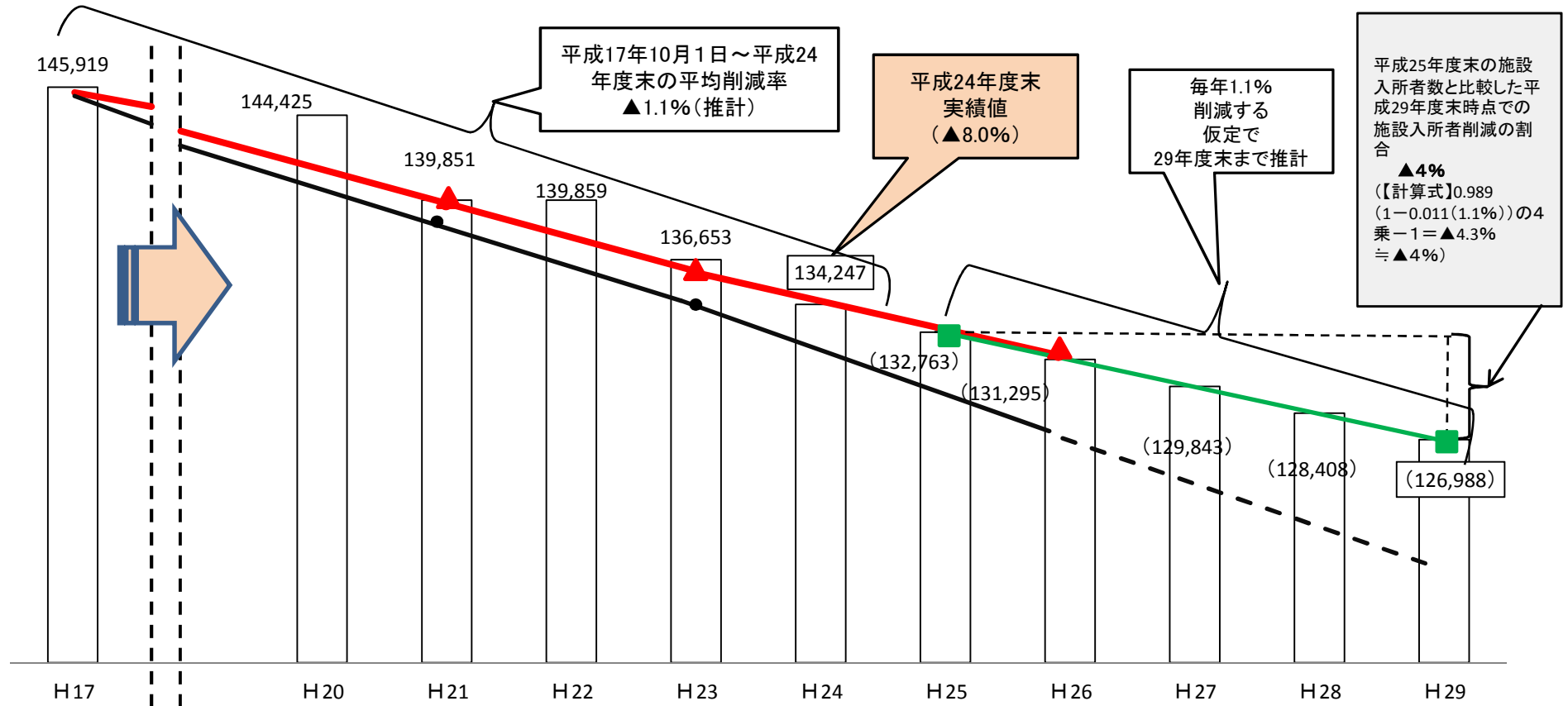
目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)
基本方針	10% <small>(平成17年10月1日～23年度末(6.5年間))</small>	30% <small>(平成17年10月1日～26年度末(9.5年間))</small>	12% <small>(平成25年度末～29年度末(4年間))</small>
都道府県障害福祉計画	14.5% <small>(平成17年10月1日～23年度末(6.5年間))</small>	25.2% <small>(平成17年10月1日～26年度末(9.5年間))</small>	—

□ 地域生活に移行する者の数
—▲— 基本指針(現行)
—●— 都道府県計画目標値

・ 平成21～23年度は10月1日数値、24年度は25年3月末数値。25年度以降(括弧書き)は推計。(出典:施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

施設入所者数の削減

- 施設入所者は平成17年10月1日時点と比較し、平成24年度末時点で約8.0%減少。
- 平成26年度末には、施設入所者の1割削減を達成見込み。
- 数値目標の設定に当たっては平成17年10月1日から平成24年度末の平均削減率(▲1.1%)をベースに、平成29年度末までに、平成25年度末時点の施設入所者数から約4%以上削減する形で設定。



平成25年度末の施設入所者数と比較した平成29年度末時点での施設入所者削減の割合
▲4%
 (【計算式】0.989 (1-0.011(1.1%))の4乗-1 = ▲4.3% ≒ ▲4%)

基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値(第1~4期障害福祉計画)

目標値	第1~2期 (平成18~23年度)	第3期 (平成24~26年度)	第4期 (平成27~29年度)
基本方針	▲7% (平成17年10月1日~23年度末(6.5年間))	▲10% (平成17年10月1日~26年度末(9.5年間))	▲4% (平成25年度末~29年度末(4年間))
都道府県障害福祉計画	▲8.4% (平成17年10月1日~23年度末(6.5年間))	▲15.4% (平成17年10月1日~26年度末(9.5年間))	—

□施設入所者数
 ▲基本指針(現行)
 ●都道府県計画目標値

・平成17年度、平成20~23年度は10月1日数値。平成24年度は25年3月数値。平成25年度以降(括弧書き)は推計。
 (出典: 国保連データ、社会福祉施設等調査、施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

入院中の精神障害者の地域生活への移行について

(1) 入院後3ヶ月時点の退院率の上昇

○ 「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」(以下「指針」という。)において、新たに入院する患者の早期退院を促進するため、急性期(入院から3ヶ月未満)の患者に対し手厚く密度の高い医療を提供するための機能を確保することとされている。

○ これを踏まえ、全都道府県において平成29年度における入院後3ヶ月時点の退院率(注)を現在の上位5都道府県(以下「目標都道府県」という。)の平均値である64%以上とすることを成果目標とする。(現状の全都道府県の平均値は58.4%)

(注) 具体的には、平成29年6月に入院した患者の入院後3ヶ月時点の退院率により実績を把握する。

※ 既に入院後3ヶ月時点の退院率64%以上を達成している都道府県においては、その数値を維持又は上昇させることを目標とする。

※ 「入院後3ヶ月時点の退院率」は、ある月に入院した者のうち当該月を含む3月目の月末までに退院した者の割合

(2) 入院後1年時点の退院率の上昇

○ 指針において、在院期間の長期化にとまなない、社会復帰が難しくなることを踏まえ、在院期間が1年未満で退院できるよう、退院に向けた取組を行いつつ、必要な医療を提供する機能を確保することとしている。

○ これを踏まえ、全都道府県において平成29年度における入院後1年時点の退院率(注)を目標都道府県の平均値である91%以上とすることを成果目標とする。(現状の全都道府県の平均値は87.7%)

(注) 具体的には、平成29年6月に入院した患者の入院後1年時点の退院率により実績を把握する。

※ 既に入院後1年時点の退院率91%以上を達成している都道府県においては、その数値を維持又は上昇させることを目標とする。

※ 「入院後1年時点の退院率」は、ある月に入院した者のうち当該月から12月目の月末までに退院した者の割合

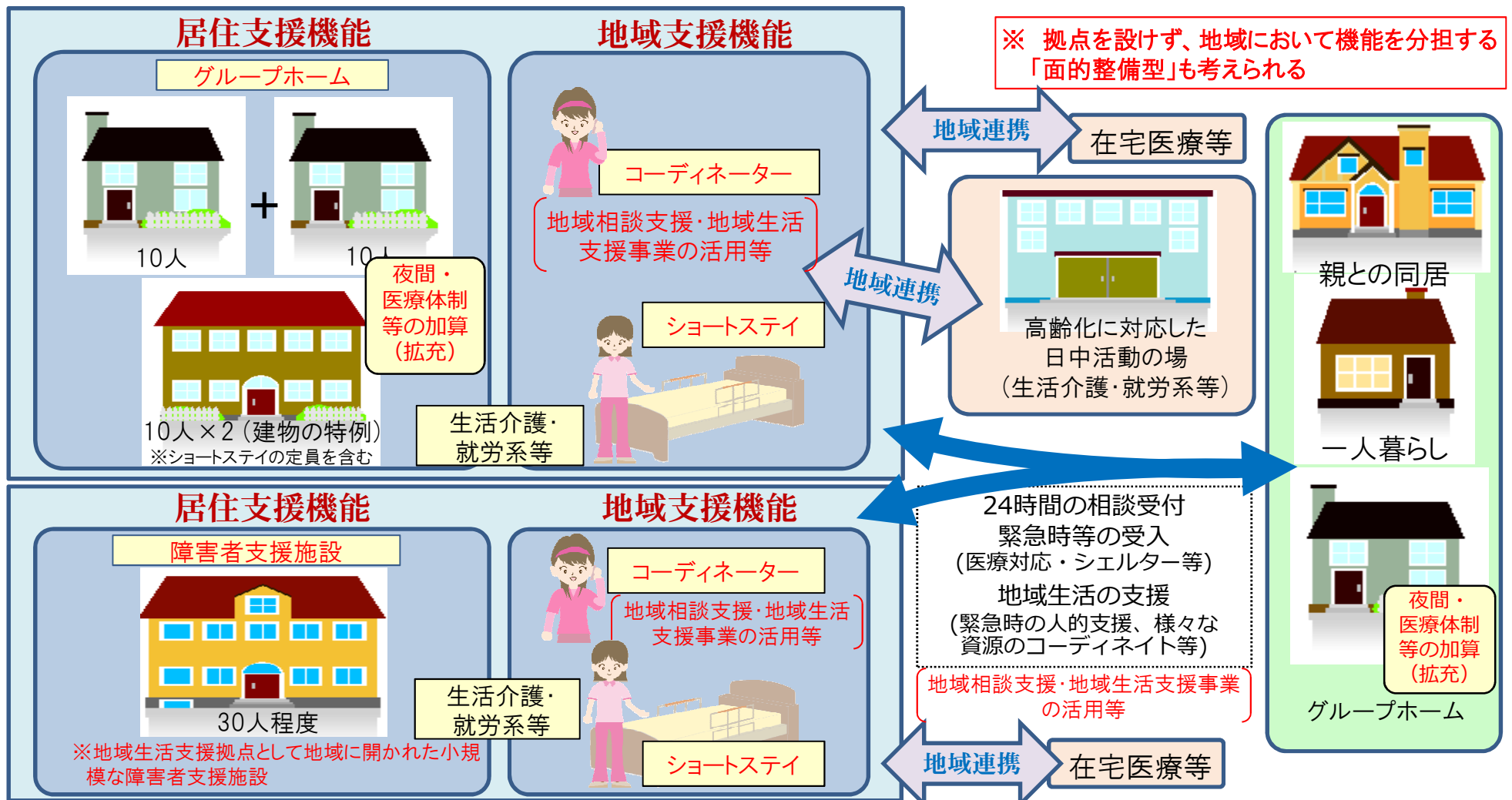
(3) 在院期間1年以上の長期在院者数の減少

○ 指針において、在院期間が1年未満で退院できるよう、退院に向けた取組を行いつつ、必要な医療を提供するための機能を確保するとともに、既に1年以上の入院をしている重度かつ慢性の患者以外の長期在院者に対しては、退院支援や生活支援等を通じて地域移行を推進し、併せて、状態像に併せた医療を提供する機能を確保することとしている。

○ 指針の実現に向け、第4期障害福祉計画においては、長期在院者数については、平成29年6月末時点の長期在院者数を平成24年6月末時点の長期在院者数から18パーセント以上減少することを成果目標とする。

障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想 (地域生活支援拠点)

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進

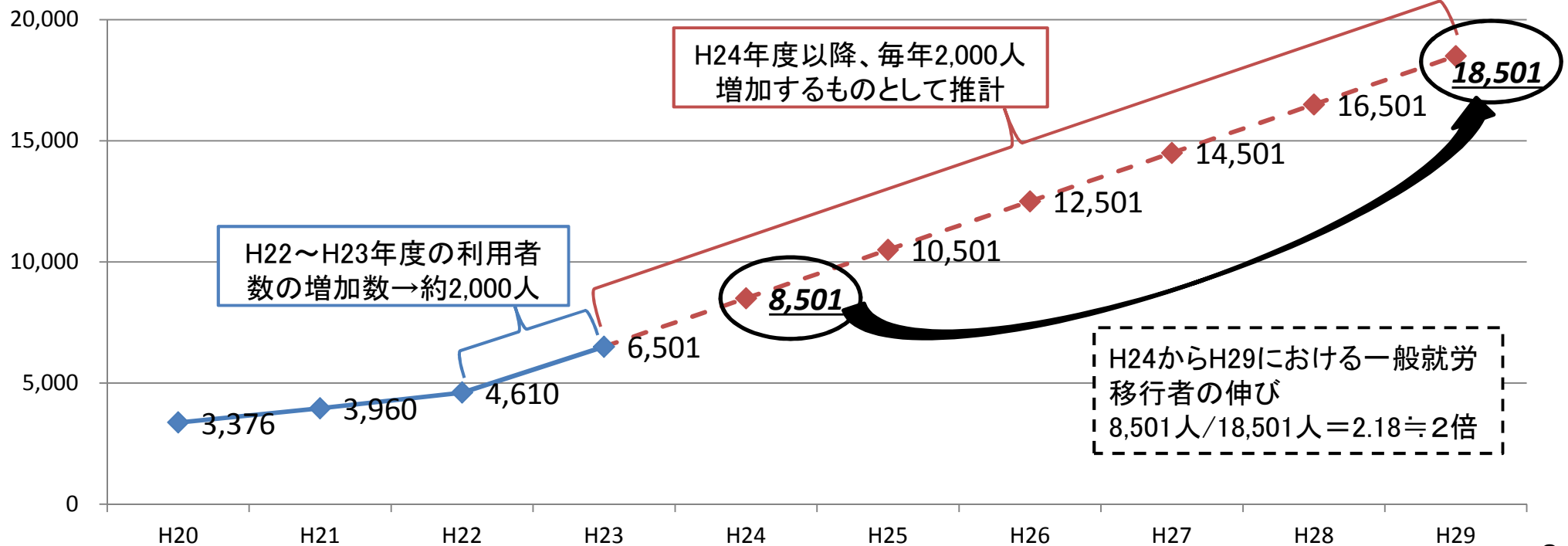


※安心生活支援事業(地域生活支援事業)によるコーディネートや、個別給付による地域定着支援の実施を必須として、施設整備に対する補助について優先的に採択することを検討

一般就労への移行者数

- 一般就労への移行者数については、平成23年度実績で2.7倍(5,601人)となっている。(目標は4倍。割合は、平成17年度実績(2,379人)で除した値)
- 平成22年度から平成23年度の利用者数の増加数(約2,000人)から推計すると、平成26年度では目標である4倍を達成することが見込まれる。
- 数値目標の設定に当たっては、平成22年度から平成23年度の実績(約2,000人)を基に、平成24年度を基準として、平成29年度末までに平成24年度実績の2倍以上と設定。

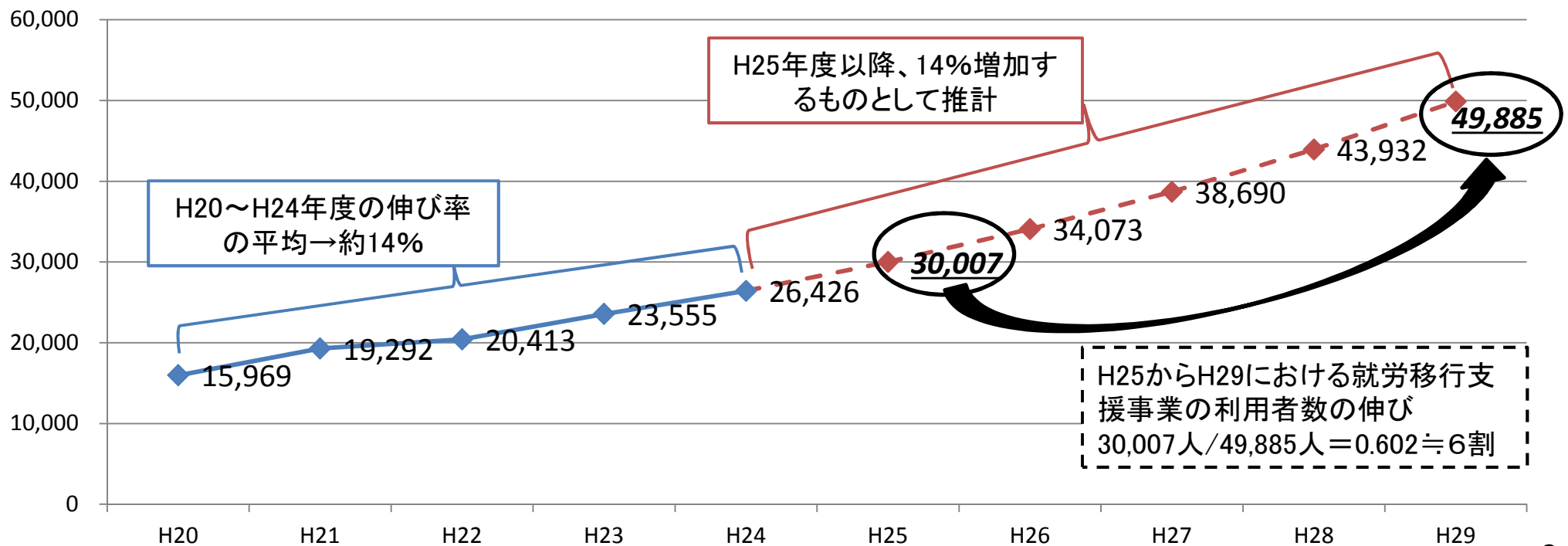
一般就労への移行者数の推移



就労移行支援事業の利用者数

- 新しい基本指針においては、福祉施設を利用している障害者等の一般就労への移行を推進するため、就労移行支援事業の利用者数に関する目標を設定する。
- 目標の設定に当たっては、就労移行支援事業の利用者の平均の伸び率約14%(平成20年度から平成24年度)を基に、平成29年度末までに平成25年度と比較して6割以上増加させることを目指すものとして設定。

就労移行支援事業の利用者数の推移



就労移行支援の事業所ごとの就労移行率

- 新しい基本指針においては、福祉施設を利用している障害者等の一般就労への移行を推進するため、就労移行支援事業所における就労移行率に関する目標を設定する。
 - 目標の設定に当たっては、就労移行率30%以上である就労移行支援事業所の平均の伸び率約2.6%（平成19年度から平成23年度）を基に、就労移行率が30%以上である就労移行支援事業所を、平成29年度末までに全体の5割以上とすることを目指すものとして設定。
- ※ 「就労移行率」は、ある年度4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち当該年度中に一般就労へ移行した者の割合。

就労移行支援事業の就労移行率の割合の推移

■ 30%以上 ■ 30%未満

